



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

厚生労働省
秋田労働局発表
平成 27 年 5 月 19 日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局総務部企画室
室長 町田 良則
室長補佐 片岡 浩成
電話 018-883-4254

「平成 27 年度 秋田労働局行政運営方針」の策定について

秋田労働局（局長 小林泰樹）では、「平成 27 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定しました。

今年度においては、職業紹介業務の充実強化を図りながら、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、女性、若者、高齢者等「全員参加型社会」の実現に向けた雇用対策に取り組むとともに法定労働時間の遵守徹底、労働災害防止に向けた指導、子育て支援策、男女雇用機会均等確保対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めてまいります。

なお、秋田労働局行政運営方針の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、別添「秋田労働局のご案内(行政運営方針のあらまし)」をご覧ください。

平成 27 年度秋田労働局行政運営方針の 5 つの柱

1 労働基準行政の重点施策

- 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等の積極的な推進
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進

2 職業安定行政の重点施策

- 職業紹介業務の充実強化による就職の推進
- 若年者等・高齢者・障害者の雇用対策の推進

3 職業能力開発行政の重点施策

- 地域ニーズに即した職業訓練等の展開による就職支援の推進

4 雇用均等行政の重点施策

- 男女雇用機会均等の確保対策の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

5 総合労働行政機関として推進する重点施策

- 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施
- 各分野の連携した対策の推進



秋

平成
27年度版

秋田労働局のご案内

(行政運営方針のあらまし)

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です



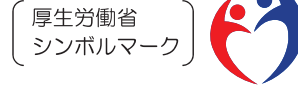
厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局ってどんなところですか？

【厚生労働省】

[東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎第5号館]

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進、並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務としています。

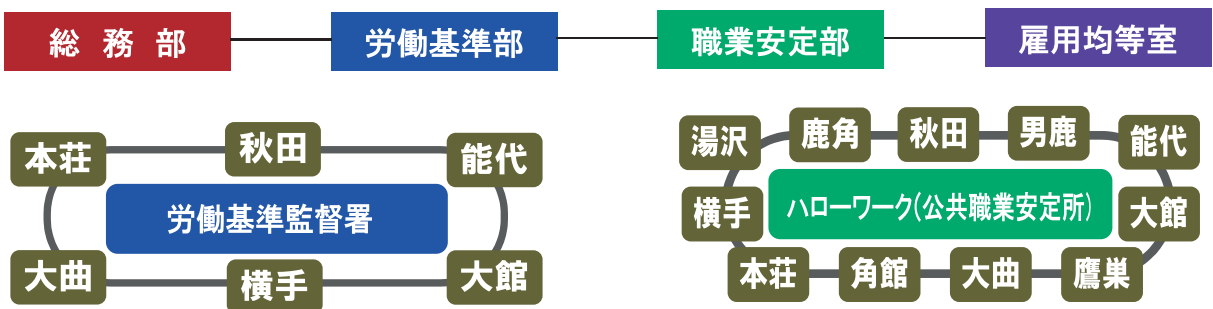


【秋田労働局】

[秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎] / 厚生労働省の地方支分部局

働く環境の整備、職業の安定、男女の均等な雇用の確保等、職業生活全般にわたる総合的な行政サービスを展開しています。

主な任務は、労働相談受理や労働基準法等の監督指導、司法事件の捜査、災害調査、労働災害防止、最低賃金に関する業務、労災保険に関する業務、職業紹介、職業指導、雇用保険に関する業務、男女均等取扱い対策、セクシュアルハラスメント対策、育児・介護休業等に関する業務、労働保険の適用徴収業務などを行っています。



秋田労働局はどんなことを目指しているんですか？

【平成27年度の主な数値目標】

常用就職件数

26,227件以上

新規高卒者の
県内就職割合

70.0%以上

フリーターの
常用雇用数

4,166人以上

高齢者就職支援
対象者の就職率

50.0%以上

障害者雇用率
達成企業割合

前年実績から上昇
1.5pt以上

求職者支援訓練終了
3カ月後の就職率

基礎コース 55.0%以上
実践コース 60.0%以上



平成27年度はどんなことをするのですか？

行政運営の5つの柱



- 労働基準行政の重点施策
 - ・経済情勢に対応した法定労働条件の確保等の積極的な推進
 - ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進
- 職業安定行政の重点施策
 - ・職業紹介業務の充実強化による就職の推進
 - ・若年者等・高年齢者・障害者の雇用対策の推進
- 職業能力開発行政の重点施策
 - ・地域ニーズに即した職業訓練等の展開による就職支援の推進
- 雇用均等行政の重点施策
 - ・男女雇用機会均等の確保対策の推進
 - ・職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- 総合労働行政機関として推進する重点施策
 - ・労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施
 - ・各分野の連携した対策の推進

過重労働監督における
労働時間の把握状況及び
36協定の周知状況等の確認

100%

重点対象業種の労働災害減少

(死傷者数) 24年比

小売業 126人以下
社会福祉施設 61人以下
飲食店 13人以下
陸上貨物運送事業 63人以下

(死亡者数)

製造・建設・林業
5人以下

メンタルヘルス
対策の実施
(規模50人以上の企業)

70%以上

均等取扱いの 実効性の確保

指導事業所における是正率

100%

次世代法に基づく認定
マーク「くるみん」の普及

取得企業数

3社以上



平成27年度秋田労働局の重点施策

はじめに

平成27年度の行政運営にあたっては、有効求人倍率が高水準を維持するなど改善が続き、人手不足分野が散見される中で、職業紹介業務の充実強化を図りながら、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、重層的なセーフティネットの構築、女性、若者、高齢者等の人材力の強化や、人手不足分野などでの人材確保を推進するとともに、地域のニーズに即した職業訓練の実施など、「全員参加型社会」の実現に向けた雇用対策に取り組むこととする。

また、法定労働条件の遵守徹底のために迅速かつ厳正な対応を行うとともに、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、子育て支援策、男女雇用機会均等確保対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めることとする。

1 労働基準行政の重点施策

経済情勢に対応した法定労働条件の確保等を積極的に推進します

目標

○過重労働による健康障害防止の一環として、臨検監督した事業場について、労働時間の把握状況、36協定の当事者の適格性、周知状況の確認を確実に実施します。

目標値 100%

過重労働監督における労働時間の把握状況及び36協定の周知状況等の確認

100%

最低賃金制度を適切に運営します

主な施策

- ・最低賃金審議会を円滑に運営し、各団体を通じて、広く最低賃金額の周知徹底を図ります。
- ・最低賃金法の履行確保上、問題があると考えられる地域、業種等を重点に監督指導を行い、遵守徹底を図ります。
- ・「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」を広く周知し、利用促進を図ります。

主な施策

- ・過重労働の抑制のための監督指導を実施し、限度基準の遵守を推進します。
- ・秋田労働局働き方改革推進本部のもとで、局幹部職員による企業トップへの働きかけ、地域の気運の醸成などを行い、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ・法定労働条件の確保のため労働基準関係法令の遵守を指導し、重大・悪質事案に対しては厳正に対処します。また、倒産や大量整理解雇等の情報を把握し、履行確保上の問題が懸念される事案については、迅速かつ適切に監督指導を実施します。
- ・労働時間適正把握基準の遵守を重点とした監督指導を実施し、賃金不払残業の防止に努めます。
- ・労働契約法や裁判例など労働契約に関するルールを労使双方に周知啓発します。
- ・4月1日より適用される有期特措法については、周知・説明を実施します。
- ・「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知のため、あらゆる機会に説明します。

もう、チェックした？

秋田県 最低賃金

6 7 9 円

平成26年10月5日から！

特定最低賃金

業種名	時給額	適用日
非鉄金属採掘・製錬業	804.0	
電子部品・デバイス等製造業	738.0	26.12.27
自動車・同附属品製造業	776.0	
自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業	765.0	

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

賃金の未払等により悩んでいる方は、ご相談ください。

最低賃金に関するお問い合わせは秋田労働局労働基準課まで。

厚生労働省

厚生労働省

NOパワハラ
あかるい職場づくり

みんなの働きがよくなる職場づくり

職場のパワーハラスメントを予防・解決

職場のパワーハラスメントを予防・解決

厚生労働省

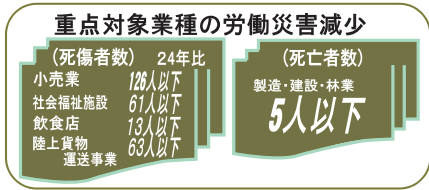
http://www.no-powharu.mhlw.go.jp/

あかるい職場づくり

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進します

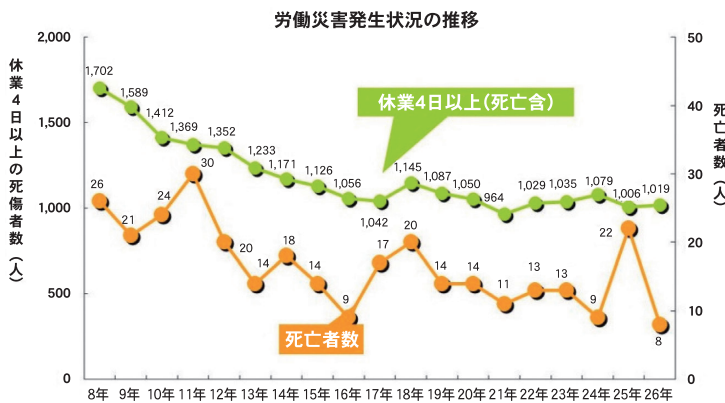
目標

- 第12次労働災害防止計画等に基づき労働災害の減少を図ります。
- 第三次産業の重点業種の死傷者数減少(24年比)
 - 小売業 126人以下 社会福祉施設 61人以下
 - 飲食店 13人以下 陸上貨物運送事業 63人以下
- 製造業・建設業・林業の死亡者数 5人以下
- 規模50人以上企業におけるメンタルヘルス対策の実施70%以上



主な施策

- ・休業災害の多い第三次産業の重点業種に対し、災害防止説明会を継続的に開催する等により、労働災害の減少を図ります。
- ・重篤な災害の多い重点業種に対し、労働災害防止団体と連携してリスクアセスメントの普及や機械の安全対策、化学物質管理対策、高齢者安全対策等を推進します。
- ・メンタルヘルス不調予防対策及び職場復帰対策のためのセミナーを開催します。
- ・事業場における自主的な安全衛生活動への指導等を行います。
- ・最も多い転倒災害の防止対策を推進します。



参考

- 第12次労働災害防止計画目標 (平成24年と比較して)
 - 平成29年までに死傷者数を15%以上減少
 - 平成29年までに死亡者数を15%以上減少

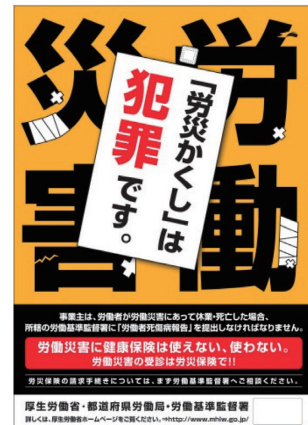
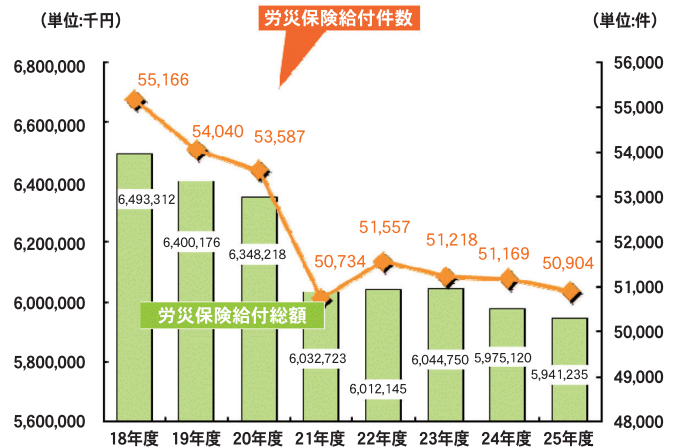
労災補償対策を推進します

目標

- 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- 行政手続法標準処理期間の1/2以内処理

主な施策

- ・認定基準に基づいた労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- ・計画的な調査等による精神障害事案及び脳・心臓疾患事案の適正な処理を行います。
- ・石綿関連疾患の労災請求について、周知・広報を的確に実施し、早期請求勧奨を行います。



- ◆ 労働局では「労災かくし」に対し、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処することとしています。
- ◆ 事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

2 職業安定行政の重点施策

職業紹介業務を充実強化します

目標

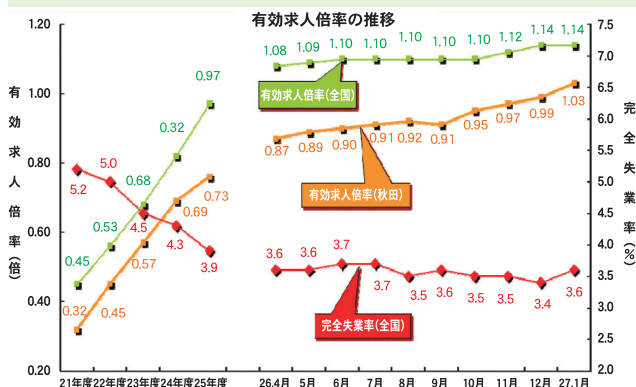
- 常用就職件数を増加させます。
常用就職件数 26,227件以上
- 常用求人充足件数を増加させます。
常用求人充足件数 25,252件以上
- 雇用保険基本手当を2/3以上残して再就職した者の件数を増加させます。
雇用保険受給者早期再就職件数 5,070件以上

常用就職件数

26,227件以上

主な施策

- ・正社員求人や求人倍率の低い職種の求人、充足の可能性の高い求人の確保を図ります。
- ・求人票や求人内容への助言や未充足求人に対する求職者情報の提供、ミニ面接会の実施等により、人手不足分野等の求人充足対策を強化します。
- ・就職支援セミナーの効果的な実施により雇用保険受給者の早期再就職支援を実施することや求職者サービスの一層の充実に向け担当者制の充実強化を図ります。
- ・希望する民間ビジネスや自治体にハローワークの求人情報を提供し、地域全体でマッチング機能を強化します。



地方自治体との連携

目標

- Aターン就職者数 1,400人以上

主な施策

- ・定期的な訪問による情報提供等により、地方自治体との連携体制を一層強化します。
- ・県との連携のもと、Aターン登録制度の積極的な周知を図り、Aターン就職を促進します。

若年者雇用対策を推進します

目標

- 新規学卒者の県内就職を高めます。
新規高卒者の県内就職割合 70.0%以上
高校生・大学生等就職内定率前年以上

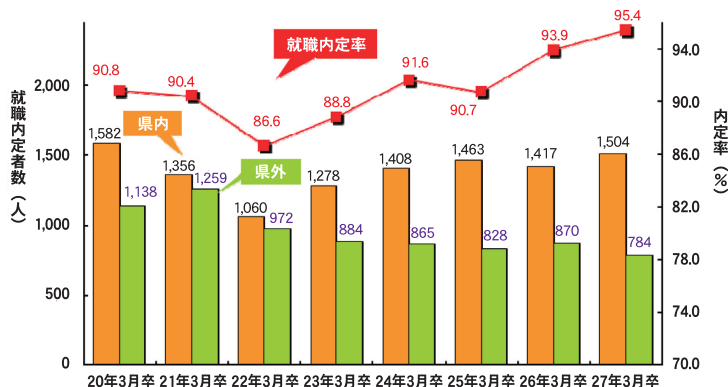
新規高卒者の
県内就職割合

70.0%以上

主な施策

- ・学卒求人の早期提出・採用枠拡大の要請や積極的な求人開拓により求人の総量確保に努めるとともに、ジョブサポーターによる担当者制によりきめ細かな就職支援を実施します。
- ・「若者応援宣言企業」の普及拡大や情報発信により新卒者を含め若者と県内企業のマッチングを強化します。
- ・学校等との連携した職業相談、職業意識形成を実施するほか、就職後の職場定着支援にも取り組みます。

新規就職高卒者の就職内定者数及び内定率(1月末現在)



目標

- フリーターの常用雇用化を推進します。
常用雇用数 4,166人以上

フリーターの
常用雇用数

4,166人以上

主な施策

- ・わかもの支援コーナー等において就職支援を強化し、トライアル雇用や求職者支援制度の積極的な活用により正規雇用化を図ります。
- ・ニート等の若者の職業的自立を支援します。

高齢者雇用対策を推進します

目標

- 高齢者総合相談窓口での担当者制による就労支援を図ります。

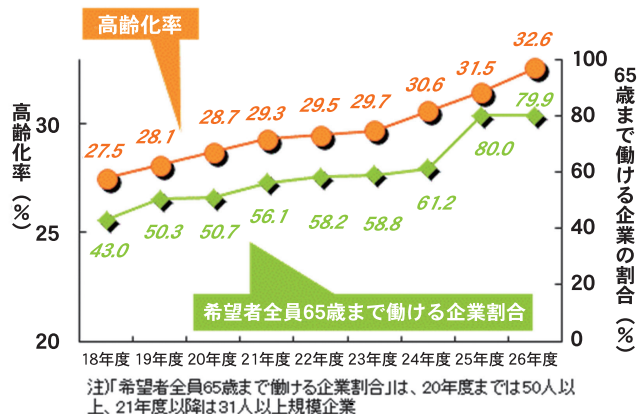
就労支援対象者の就職率 50.0%以上

高齢者就職支援
対象者の就職率

50.0%以上

主な施策

- ・生涯現役社会の実現に向け、30人以下規模企業における高齢者雇用確保措置実施状況を把握し、未実施企業に対して集団指導(セミナー)及び個別指導を実施します。
- ・希望者全員65歳以上の制度導入や70歳以上まで働ける制度の導入の普及・啓発に努めます。
- ・高齢者のニーズ等を踏まえた支援や就職困難者に対する就労支援チームによる支援を実施します。



重層的なセーフティネットの構築を推進します

目標

- 生活困窮者の就職を促進します。
支援対象者の就職件数 510件以上

主な施策

- ・自治体との連携体制を一層強化し、生活保護申請段階の者も支援候補者とし、早期に就労支援を実施します。
- ・雇用の維持に努める企業に対して、雇用調整助成金による支援を積極的に実施します。

障害者雇用対策を推進します

目標

- 障害者の就職促進を図ります。
障害者の就職件数 692件以上
- 民間企業における障害者雇用率達成割合を引き上げます。
民間企業雇用率達成割合
H27年実績から1.5pt以上上昇
- 精神障害者雇用トータルサポーターによる相談支援を強化します。
就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
70.8%以上

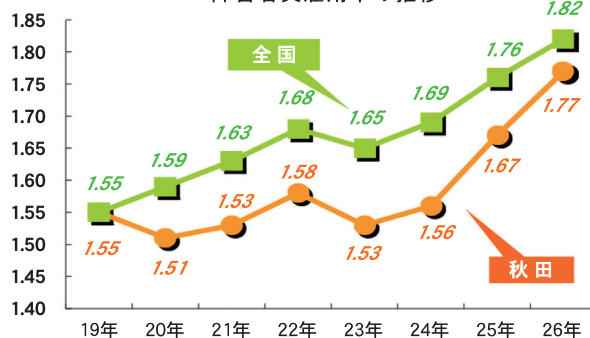
障害者雇用率
達成企業割合

前年実績から上昇
1.5pt以上

主な施策

- ・秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームにより、相互に連携した事案を検討する等により、障害者雇用対策を推進します。
- ・個別求人開拓・トライアル雇用・ジョブコーチ支援制度、福祉・教育・医療等との連携・チーム支援により障害者の就職促進と職場定着の促進を図ります。
- ・障害者雇用率達成のため、厳正な指導を行います。
- ・精神障害者雇用トータルサポーターを増加する等により、精神障害者・発達障害者に対する雇用対策を強化します。

障害者実雇用率の推移



子育て女性等に対する雇用対策を推進します

目標

- マザーズコーナー秋田・横手の利用を促進します。
担当者制重点支援対象者の就職率 87.5%以上

主な施策

- ・マザーズコーナーの周知広報や子育て関連情報提供等を行うとともに、利用者の状態に応じた就職支援を行います。

3 職業能力開発行政の重点施策

地域ニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援を推進します

目標

- 訓練修了者の就職を促進します。
公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率
施設内訓練 80.0%以上、委託訓練 70.0%以上
求職者支援訓練修了3ヶ月後の就職率
基礎コース 55.0%以上、実践コース 60.0%以上



求職者支援訓練終了
3か月後の就職率

基礎コース 55.0%以上
実践コース 60.0%以上

主な施策

- ・地域や企業の人材ニーズを踏まえ職業訓練計画を策定します。
- ・公的職業訓練への適切な受講あっせん、訓練修了者に対し担当者制によるマンツーマン対応など就職支援を強化します。
- ・ジョブカードの有用性について広報、啓発を行い制度の活用促進を図ります。



4 雇用均等行政の重点施策

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進します

目標

- 均等取扱いの実効性を確保します。
指導事業所における是正率 100%

主な施策

- ・男女雇用機会均等法の履行確保のため計画的な指導を行います。妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの相談には、紛争解決援助制度を活用するとともに、法違反が認められる場合は、事業主に対し厳正な指導を行います。
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策と事後の適切な対応について指導を行います。
- ・母性健康管理の必要性を周知し、実施について指導します。
- ・男女雇用機会均等法及び紛争解決の援助について、積極的な周知を行います。
- ・ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対し、具体的な取組への情報提供など積極的な支援を行います。

STOP! マタハラ 例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です

妊娠・出産・育児などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）、「マタハラ」を行うことは、違法です。

- ① 法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。
- ② それだけではなく、裁判の結果、解決金や損害賠償金、慰謝料を支払わなければならない可能性もあります。

均等取扱いの
実効性の確保

指導事業所における是正率
100%

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策を推進します

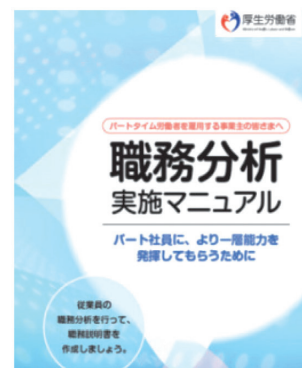
目標

- パートタイム労働法の履行確保を図るとともに正社員との均衡待遇を進めます。

指導事業所における是正率 100%

主な施策

- ・パートタイム労働法に基づく指導を計画的に行い、パートタイム労働者等からの相談に適切に対応します。
- ・正社員とパートタイム労働者の均衡待遇を確保するため、職務分析・職務評価の導入支援を行います。
- ・事業主への自主点検を実施し、法の周知と雇用管理改善の取組を促します。



職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します

目標

○育児・介護休業法の履行確保を図り、育児休業制度の定着・取得を促進します。

指導事業所における是正率 100%

○次世代法に基づく認定マーク「くるみん」取得を積極的に働きかけます。

取得企業数 3社以上

次世代法に基づく認定
「くるみん」マークの普及

取得企業数
3社以上



〔認定マーク
くるみん〕



〔認定マーク
プラチナくるみん〕

参考

■行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、労働局長の認定を受けることができます。

また、認定を受けた事業主は、認定マークを商品等につけることができます。

主な施策

・育児・介護休業法の履行確保のための計画的な指導を行います。

・育児休業取得を理由とした不利益取扱いの相談には、紛争解決援助制度を活用するとともに、法違反が認められる場合には、事業主に対し厳正な指導を行います。

・両立支援制度の整備及び男性の育児休業の取得促進について積極的な情報提供を行うとともに、両立支援助成金の活用を促進します。

・次世代法に基づく認定マーク取得に向けた助言を行うとともに、認定のメリット等について周知します。



5 労働保険適用徴収業務の重点施策

労働保険適用徴収業務の適正な運営を図ります

目標

○労働保険料等の収納率の向上に努めます。

前年度収納率を1pt以上上回る

○労働保険の未手続事業場の一掃に努めます。

労働保険成立件数 250件

主な施策

・労働保険料の適正徴収を推進します。特に、高額滞納事業主等に対しては差押えを視野に入れ、取り組みます。

・受託団体との連携を図り、労働保険の適用促進に努めます。

・研修の充実を図り、労働保険事務組合の育成に努めます。

6 個別労働関係紛争の解決の促進

個別労働紛争解決制度の
円滑かつ適正な運営を図ります

目標

○簡易・迅速な処理を行います。

助言・指導処理期間 1ヶ月以内 95%以上

あっせん処理期間 2ヶ月以内 90%以上

あっせん解決率(処理済のうち) 57%以上

主な施策

・総合労働相談コーナーでは、総合労働相談員の資質向上を図り、迅速・的確な対応に努めます。

・労働局長の助言・指導、あっせんに当たっては、紛争当事者間の争点を速やかに把握し、迅速処理に努めます。

・個別労働紛争解決のための取組を効果的に実施するため関係機関との連携を強化します。

7 総合労働行政機関としての取組

各分野の連携した対策を推進します

① 女性の活躍を推進します。

主な施策

- ・男女雇用機会均等法等の内容について、労働基準監督署での就業規則受理時及びハローワークでの求人への受理時等に周知を図ります。
- ・非正規雇用労働者の処遇の改善を推進する各種施策について、使用者をはじめ広く関係者に情報提供を行います。

② 労使紛争の未然防止や安心して働ける職場をつくるため労働関係法令等の周知に努めます。

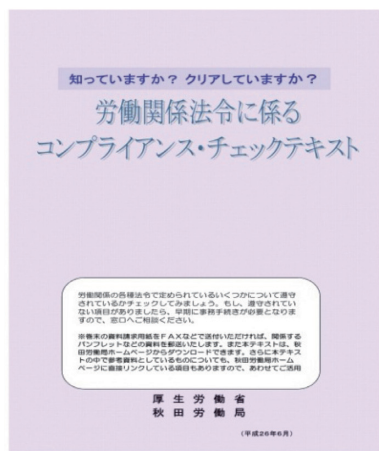
主な施策

- ・簡便な法定労働条件の周知を兼ねた雇入通知書を作成・配布します。
- ・使用者が遵守しなければならない労働関係法令をとりまとめた「労働関係法令に係るコンプライアンス・チェックテキスト」を労使双方に周知します。

③ 使用者による障害者虐待の防止対策を推進します。

主な施策

- ・障害者虐待が行われているおそれがある情報を把握した場合は、各部署が連携し、速やかに実態調査を行い、法令違反が認められればその是正を指導します。



使用者による障害者虐待をなくそう すべての人が安心して働き続けられる職場にするために



● 障害者虐待防止法が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成26年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の養育者、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み、障害者虐待に養育者（養育者）に対して支援措置を講ずることなどを定めています。

● 「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養育者による障害者虐待」「障害者福祉施設事業者等による障害者虐待」「障害者による障害者虐待」の3つについて、それぞれ防止等を規定していますが、このリーフレットでは、「使用者による障害者虐待」を解説します。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他の事業の運営に関する業務について事業主の地位に行為する者（工場長、専任監督、人事担当など）をいいます。使用者が事業所で雇用する障害者について行う、次のような行為が「使用者による障害者虐待」と定義されています。

厚生労働省・都道府県労働局

秋田労働局ホームページ

<http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



平成27年度 行政運営方針重点取組・数値一覧

項目	対策別	取組の方向・目標
労働基準行政の重点施策	経済情勢に対応した法定労働条件の確保等	・過重労働による健康障害防止監督における労働時間の把握状況、36協定の周知状況等の確認 100%
	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり	・重点対象業種の死傷者数を減少させる 小売業 126人以下 社会福祉施設 61人以下 飲食店 13人以下 陸上貨物運送事業 63人以下 ・製造業・建設業・林業の死亡者数 5人以下 ・規模50人以上企業のメンタルヘルス対策の実施 70%以上
	労災補償対策の推進	・労災保険給付を行政手続法に定める標準処理期間の1/2以内で処理
職業安定行政の重点施策	職業紹介業務の充実強化	・常用就職件数 26,227件以上
		・常用求人充足件数 25,252件以上
		・雇用保険受給者早期再就職件数 5,070件以上
	地方自治体との連携	・Aターン就職者数 年間1,400人以上
	生活困窮者の就労支援の推進	・支援対象者の就職件数 510件以上
	若年者雇用対策の推進	・新規高卒者の県内就職割合 70.0%以上 ・高卒・大卒等の就職内定率 前年内定率以上 ・フリーターの常用雇用者 4,166人以上
	高齢者雇用対策の推進	・就労支援対象者の就職率 50.0%以上
	障害者雇用対策の推進	・障害者就職件数 692件以上
		・民間企業における障害者雇用率達成割合 前年から1.5pt以上上昇
・精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援終了者のうち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合 70.8%以上		
子育て女性等に対する雇用対策の推進	・マザーズコーナー(秋田・横手)における担当者制重点支援対象者数 年間620人以上	
	・マザーズコーナー(秋田・横手)における上記の就職率 87.5%以上	
職業能力開発行政の重点施策	地域ニーズに即した公共職業訓練等の展開と訓練修了者への就職支援	・公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率 施設内訓練 80.0%以上、委託訓練 70.0%以上
		・求職者支援訓練修了3ヶ月後の就職率 基礎コース 55.0%以上 実践コース 60.0%以上
雇用均等行政の重点施策	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	・均等取扱いの実効性の確保 指導事業所における是正率 100%
	職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	・育児・介護休業法の履行確保、育児休業制度の定着取得促進 指導事業所における是正率 100%
		・次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得促進 取得企業数 3社以上
パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進	・パートタイム労働法の履行確保及び正社員との均衡待遇の推進 指導事業所における是正率 100%	
労働保険適用徴収業務等の重点施策	労働保険料等の収納率の向上と未手続事業の一掃	・労働保険料収納率 前年度収納率を1pt以上上回る ・労働保険成立件数 250件
個別労働関係紛争の解決の促進	簡易・迅速な処理	・助言・指導処理期間 1ヶ月以内 95%以上 ・あっせん処理期間 2ヶ月以内 90%以上 ・あっせん解決率(処理済のうち) 57%以上

